議　　題

税務関係部課長会議

議題１　新型コロナウイルス感染症対応に係る在宅型テレワーク等の実施について（豊橋市提出）

【要旨】

新型コロナウイルス感染症急拡大により感染者が増加し、各市におかれましても業務遂行に支障が生じかねない状況だと思われます。

つきましては、こうした感染拡大の状況にあっても職場間の感染を防ぎ、税務関係業務を継続できるような対応等についてご教示ください。

（１）在宅型テレワーク等の実施状況について

以下項目について、直近３か月程度の期間における関係職員の実施割合をご教示ください。

①テレワーク　　豊橋市　１割程度（在宅型）

②分散勤務　　豊橋市　１割程度（会議室）

③時差出勤　　豊橋市　未実施

（２）在宅型テレワークの進捗状況について

現在の状況について、下記によりご教示ください。

①想定通り進んでいる

②想定通り進んでいない

（理由　　）

豊橋市　②

（理由　住基・税情報端末及び紙資料を自宅で利用できないため）

（３）税務関係業務という特定個人情報を含む業務を在宅型テレワークにて対応

することについて、本市では下記のとおり苦慮しているため、各市における現在の運用方法についてご教示ください。

【苦慮している点】

セキュリティインシデントを防ぐ観点から、個人情報を含む紙資料を職場外に持ち出すことが困難である。

そのため、テレワーク端末を利用し、業務マニュアルの作成、契約資料の作成、または研修及び研修資料の作成等、個人情報を含まない業務を中心として在宅型テレワークを実施しているが、可能な業務が少ない。

議題２　森林環境税について（岡崎市・知立市提出）

【要旨】

令和６年度個人住民税課税時から「森林環境税」が導入されます。導入に際して次の３点について伺います。

（質問１）【全市向け】令和４年６月２９日付けの「森林環境税に係る政令案イメージ（総務省自治税務局市町村税課）に示されている免除規定について各市の条例等で定めている個人住民税の減免規定と重複している箇所が多いかと思いますが、現状の各市の個人住民税の減免規定（根拠条例等）と、今後森林環境税に減免（免除）等の中身をあわせるといった動きがあるかどうかなど、別紙のとおりお尋ねします。

（質問２）【一部の市向け】非課税要件で、２級地で「３１．５万円」という式がありますが、県内の該当自治体は「３２万円」だと思われますので、給与収入でいくと９６．５～９７万円の人は、個人住民税は非課税であるが森林環境税は課税という状況になるかと思われます。この場合、個人住民税を３１．５万円に引下げするか又は３２万円のままとするか考えはございますか。

【１級地・３級地及び３１．５万円の皆様は（２）は対象外です。】

（質問３）【全市向け】森林環境税の導入にあたって、各市で把握しているその他の課題等があれば、記入してください。（自由記載）

議題３　マイナンバー情報連携の活用状況について（瀬戸市提出）

【要旨】

マイナンバー情報連携が活用できる事務は増えてきており、連携が進められてきています。例えば高等学校就学支援金では、住民が所得課税証明書を申請し提出するといった旧来の方法ではなく、情報連携による事務取扱へと切り替わっています。

こうした情報連携の活用は、住民の手間や費用負担の軽減、市町村の事務の軽減、当局の迅速・正確な情報収集などの他、新型コロナウイルス感染症対策に係る住民と市町村職員の接触機会の低減にもつながります。

そこで、マイナンバー情報連携の活用状況について確認させていただきたく存じます。

（１）以下の事務について、情報連携は活用されている（所得課税証明書の発行はほどんど行っていない）でしょうか。（Ａ 情報連携を活用されている ／ Ｂ 情報連携は活用されていない ／ Ｃ 対象事務がない（例：県営住宅が存在しない等））

(ア) 県営住宅入居

(イ) 保健所への医療給付・助成

（２）上記１の事務をはじめとした情報連携が活用できる事務について、情報連携は活用されるべきと思われるでしょうか。（Ａ 思う ／ Ｂ 思わない ／ Ｃ どちらとも思わない）

議題４　固定資産税の家屋調査における電子化について（小牧市提出）

【要旨】

小牧市では、新築・増築の家屋調査が、毎年、７～８００件程度あり、担当課では４地区２人体制で確認調査を行っています。しかしながら、近年は、育児休業、短時間勤務、様々な要因もありマンパワー不足が発生しており、従前の手法で対象家屋を賦課期日である翌年１月１日までに如何に済ます

か課題となっていました。

従来の家屋調査方法（事前準備・事後処理など）では、紙ベースの作業が大半を占めており、職員はその作業に多くの時間を費やしており、今後、マンパワーの拡充が期待できない状況では、より合理的・効率的な事務処理方法の検討・導入が急務と考えております。

そこで、各市の家屋調査においての状況や考え方をご教示ください。

（1）家屋調査に際し、手順と業務のＩＣＴ化の状況は如何か。

本市：①新築・増築家屋の情報は、建築確認の情報をキャッチし、現場確認により、建築の進行状況や竣工予定日を確認する。

②登記簿等の情報から、施工者(居住者)あて家屋調査の実施の通知を郵送する。

③家屋調査当日は、事前に建物形状等を転記した紙の調査表や各説明資料を持参し、屋内外の確認を行う。図面に間取り、寸法など書き込む。

④帰庁後、現地で作成した家屋図面等を清書し、自庁『家屋評価計算システム（AD-WORLD)』へ入力する。その後、入力データのダブルチェックを別地区の担当が行う。

※家屋調査においては、紙ベースであり、スマホやタブレットなどのＩＣＴを活用はしていない。

（2）新築・増築の家屋調査の実績は如何か。（過去３年間）

本市：家屋調査実績　　(R3)736 棟(木造 569 棟、非木造 167 棟)、(R2)778 棟(木造 556 棟、非木造 222 棟)、(R1)788 棟(木造 556 棟、非木造 232 棟)

（3）本市では、家屋調査職員の異動が 3～5 年と比較的早くなっており、職員育成において研修を如何に実施しているか。

本市：（R3 実績）日本経営協会主催の研修へ 2 人参加。

（内容）木造家屋の評価基礎実務、非木造家屋の評価基礎実務

R4 はトライアルで東京税務協会 web 研修を 1 か月実施、資産評価システム研究センターの非木造家屋評価実務研修会参加予定。

議題５　罹災証明書発行に係る損保会社との共同取組について（小牧市提出）

【要旨】

全国的に異常気象が起こっており、東海豪雨のような水害などが発生しており、その災害により住家家屋等が被災した場合、被災者の生活再建支援のためにも罹災証明書の交付は、迅速な対応が求められます。

市では、被災者から罹災証明書の交付申請があった場合、被害状況を聞き取り現地確認後、被害認定基準を用いて被害の程度を判定し罹災証明書を発行しますが、将来発生が予想される南海トラフ地震など規模の大きい災害に対応できるよう罹災証明書の交付申請方法については、現在、マイナンバーカードを活用したオンライン申請の取り組みが進められています。

しかし、申請の電子化が進んでも、被災家屋の現地確認は市役所職員が行わざる得ない状況であり、規模の大きい災害時の対応を検討する必要があると考えています。

そのような中、罹災証明書の発行手続きを迅速化するため、内閣府は自治体と損害保険会社の連携を推進しております。

自治体は、災害時に罹災証明書を発行するため被災家屋を調査しておりますが、損害保険会社も保険金を支払うため被災家屋を調査しており、この実態から、これらの一本化を進めるとしています。

そこで、（ア）罹災証明書の申請をサポートする目的とした各市の損害保険会社等との連携協定の締結状況、（イ）締結している場合はその内容や担当部署・窓口、（ウ）締結していない場合の今後の考え方をご教示ください。

議題６　罹災証明書のコンビニ交付について（小牧市提出）

【要旨】

国は、従来の「被災者支援システム」をリニューアルし、令和４年度から「クラウド型被災者支援システム」を構築し、Ｊ－ＬＩＳがその運用を担う予定となっています。このシステムは、マイナンバーカードを活用して罹災証明書のオンライン申請及びコンビニでの受領を可能とするもので、申請等の迅速化・効率化、被災者の負担軽減及び申請窓口の混雑の緩和が図られる効果があるとのことです。

そこで、（ア）罹災証明書の交付申請及び発行の窓口部署、（イ）クラウドシステム導入の有無、（ウ）今後の考え方をご教示ください。

本市では、大中規模災害が発生した場合において、罹災証明書の電子申請・コンビニ交付の有用性を理解しているものの、コンビニ交付については、「クラウド型被災者支援システム」の導入が不可欠であり、その導入費や毎年、利用料・運営負担金・手数料などが必要となるため、罹災証明書交付頻度と経費とのバランスが取れないと判断し、現状、導入の考えはありません。また、罹災証明書（火災を除く）の受付・発行は、資産税課で担当